様式第26号(第45条関係)

第　　　　　　　　号

年(　　)　　月　　日

(住　所)

(氏　名)　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　出雲市長

出雲市消防長

出雲市消防本部

消防署長　　　　　　　　　印

　戒　告　書

下記消防対象物については、　　　　と認めたので、　　　　法第　　条の規定に基づき、　　　年　　月　　日　　第　　　　号をもって　　　年　　月　　日までに　　　　を命じましたが、いまだ

履行されていません。

よって、前記命令を　　　年　　月　　日までに履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしましたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定に基づき、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき、徴収します。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので、申し添えます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

1　消防対象物の所在

2　消防対象物の名称

3　用途

4　その他

教　示

　1　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

　2　この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

　3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。